阿賀野市告示第27号

令和5年度阿賀野市住民税非課税世帯に対する価格高騰対策等重点支援給付金支給事務実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年2月27日

阿賀野市長 田 中 清 善

令和5年度阿賀野市住民税非課税世帯に対する価格高騰対策等重点支援給付金支 給事務実施要綱の一部を改正する要綱

令和5年度阿賀野市住民税非課税世帯に対する価格高騰対策等重点支援給付金支給 事務実施要綱(令和5年阿賀野市告示第109号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「前項の金額については、次の」を「令和5年度においては、前項の 金額を次の」に改める。

第4条第1項中「基準日」を「令和5年度基準日」に改め、同項第2号ただし書及び 第2項を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する世帯の世帯主は令和6年 度の重点支援給付金の支給対象者とする。
 - (1) 同一の世帯に属する者全員が、地方税法の規定による令和6年度分の市区町村 民税所得割が課されていない者又は市区町村の条例で定めるところにより当該市 区町村民税所得割を免除された者である世帯
 - (2) 令和6年1月以降の家計急変世帯
 - (3) 別に定める基準日(令和5年度基準日と併せて、以下「基準日」という。)から 第6条第1項による申請書の申請日まで継続して市の住民基本台帳に記録されて いる世帯
 - (4) 令和5年度の重点支援給付金又は阿賀野市住民税均等割のみ課税世帯に対する 価格高騰対策等重点支援給付金支給事務実施要綱(令和6年阿賀野市告示第14 号)で定める給付金の支給対象でない世帯
- 3 前2項の規定にかかわらず、基準日の属する年度において次の各号に該当する世帯 は、支給要件を満たさないものとする。
 - (1) 市区町村民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯
 - (2) 租税条約による免除の適用の届出によって市区町村民税が課されていない者を 含む世帯
 - (3) 基準日において同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があったものは、同一世帯とみなし、同一住所に住民登録されているいずれかの世帯に対し

非課税世帯等給付金又は重点支援給付金を支給した場合の、同一住所におけるその他の世帯(受給権者)

第7条第1項中「令和5年1月2日から」を「支給年度において」に、「第3条第1項 第1号」を「第4条」に改める。

第9条第2項中「提出期限は、令和6年2月29日」を「提出期限についても、市長が別に定める日」に改める。

附則第2項中「令和6年5月31日」を「令和7年5月31日」に改める。

附則

この告示は、令和6年2月27日から施行し、改正後の令和5年度阿賀野市住民税非 課税世帯に対する価格高騰対策等重点支援給付金支給事務実施要綱の規定は、令和6年 2月8日から適用する。